

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

- 第1 日時  
平成21年2月10日(火)午後3時
- 第2 場所  
岡山家庭裁判所大会議室
- 第3 出席者  
13人(男性9人,女性4人)中11人(男性8人,女性3人)の委員が出席
- 第4 議事
- 1 岡山家庭裁判所長あいさつ
  - 2 家裁委員自己紹介
  - 3 家裁委員会委員長の選出  
岡山家庭裁判所長が委員長に選出された。
  - 4 副委員長の指名
  - 5 意見交換等  
テーマ「少年審判手続について」
- (1) 少年審判手続についてのビデオ視聴及び職員からの説明が行われた。
  - (2) ビデオ及び職員の説明等についての意見交換

### 【少年事件における付添人について】

付添人は、少年といろいろな話をして、少年との信頼関係を築きあげたり、家裁調査官と協議等をしながら、少年のために活動する。少年の場合は、社会に戻ってまじめな生活ができるかどうかまで考える必要がある。

弁護士は、まず勾留される段階で当番弁護士という形で少年事件に関与することが多い。この時点では、まず大人の事件と同様に弁護人として関わる。非行事実には争いがない限り、少年が家庭裁判所に送致されるまでの間は、本人が反省して、被害弁償ができるのか等を中心に考える。家庭裁判所へ送致されると、今度は付添人という立場で少年と関わることになる。付添人となってからも、少年に反省を促したり、環境調整を行ったりする。争いのない事件については、少年の立ち直りを中心に据えて活動することになる。その際には、調査官とも協力して、少年の将来や保護環境を考えたりする。付添人は、調査官と同様に少年の将来を考える役割と、少年の代理人として、その権利を守る役割を合わせ持っている。

### 【児童自立支援施設との連携について】

家庭裁判所が、児童自立支援施設へ少年を送致するのは、非行性はそれほど進んでいないが、家庭環境の問題があり、そのまま家庭に戻すわけにはいかないようなケースが多い。児童自立支援施設では、少年に必要な指導を行って、自立を促すことになる。家庭裁判所から送致される場合は、少年が心をなかなか開かないこともあるので、動機付けをしっかりとお願いしたい。裁判所と児童自立支援施設の連携が大切である。

### 【少年犯罪の低年齢化について】

犯罪の低年齢化については、小学校低学年のころから、万引きをしたり、たばこを吸ったり、一部にそういう傾向はあるが、全体として低年齢化しているとは言えない。一概にバーチャル化しているとも言えない。

喫煙については、最近では、吸っている本人だけではなく、吸わせていた親が処分されたというニュースもあるが、これは親にとっても警告になるし、こういったニュー

ス等により、世論が喫煙している者に対する指導はきちんとするという方向にいけば、低年齢化を防ぐことができると思う。

低年齢化の問題については、小学校時代に喫煙を常習的に行っている子とか、飲酒をしている子など、子供であるため判断力がないまま習慣化しているような場合は、大人になって大麻や覚せい剤の使用に至らないか心配である。

【少年に対する親の意識について】

現代では教育について、親がどこまで責任を持つかという意識が弱かったり、悪い点を家族以外の外的なものに求めることが多いと思われるので、保護処分となった場合に家裁の職員であるとか、弁護士等の第三者的な価値観を示すのは有効であると思う。いずれにしても犯罪を犯した少年が立ち直るためにはたくさんの大人の力が必要である。

6 次回期日等

今回は、平成21年7月10日（金）に、引き続き少年関係をテーマに開催されることになった。